

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第114号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条第3項健康福祉部の款健康長寿推進課の項中第10号から第13号までを削り、第14号を第10号とし、第15号から第27号までを4号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)